

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

全腎協「通院問題を考える市民フォーラム」 第67回通常理事会で承認



第67回通常理事会の議題として、全腎協主催による通院支援をテーマとした市民フォーラム（通院問題を考える市民フォーラム）案が発議され、討議の結果、承認を受けました。

同フォーラム案は、第5回通院対策委員会（1月30日開催）のなかで発案されたもので、開催地域の市民に通院支援について理解を深めてもらうことがねらいです。なお、フォーラムの具体的な実施要綱については、第6回通院対策委員会で討議の予定です。

これからの通院支援 キーワード
「市民を巻き込む」「地域ごと」

なぜ、今、通院支援事業に“市民フォーラム”なのでしょう？

まず、社会全体で通院保障問題に取り組むためには、行政や移送関係者をはじめ広く「市民を巻き込む」必要がある、と通院対策委員会は考えます。そこで、透析患者の抱える問題やボランティア移送について、市民の理解を深めるべく“市民フォーラム”が発案されました。

また、「地域ごと」の活動が重要となる点も理由に挙げられます。

昨今の法制度は地方行政の裁量部分が大きく、「地域ごと」の市民運動が

重要といわれています。通院送迎も例外ではなく、例えば、移動支援事業（自立支援法）は地方自治体が実施主体なので、地方行政への働きかけはさらに重要になります。また、地域特性に即した活動も大切です。通院環境の異なる都市部と過疎地では、各々の地域に適した通院支援活動が必要です。

通院対策委員会では、このような「地域ごと」の課題に取り組むためには、「地域ごと」に多様な立場の人が意見交換を行う場をもうけることが解決に役立つのではないかと、という考えに至りました。

金子理事コメント 「社会全体で考える通院保障 をめざして」

金子理事コメント 全腎協は、透析患者が仲間の要介護者の通院を支援する事業を提唱し、通院送迎対策に取り組んできました。

しかし、近年患者の高齢化や糖尿病性腎症患者の増加等により、通院送迎利用者の増加とボランティアの確保が通院送迎事業の大きな課題となっています。フォーラムが、通院送迎を社会全体で考え、一般の方が送迎ボランティアとして参加していただける環境づくりにつながれば幸いです。

各地のトピックス

北九州市「認定講習」開催 資格取得にむけて準備行う

北九州市は福祉有償運送の「認定講習」の開催資格取得にむけて、現在、必要書類等の準備を行っています。北九州市は講習開催計画として、「認定講習」2日間を参加費1,000円で開催する計画を立てています（市外からの受講者は、参加費6,000円～7,000円程度となる見込み）。

「認定講習」には、ボランティアへの時間的・金銭的負担の増加が懸念され、身近で気軽に受講できる環境整備が求められています。北九州市でも、「さわやか」山田理事長等が、市へ要望活動を行ってきた経緯がありましたが、市町村による開催の動きは全国的にみてもまだ珍しく、同市の取り組みは先進的といえます。また、参加費についても、「諸々の調整を行った結

果、なんとかこの金額にすることができました。全国でも前例のない事だと思います」と、担当者は語りました。

今回の北九州市の動きを、山田理事長は、日頃から行政とのコミュニケーションを大切にして、協調的な関係をつくるように努めてきたことが影響しているのではないかとみています。今後、各地の自治体が北九州市に続くことが望まれます。

京都府警 駐禁除外ステッカー不正使用 貸与者立件へ

1月13日、京都府警は全国で初めて、不正使用を知りながらステッカーを第三者に渡した貸与者を、道路交通法違反で立件する方針を固めました。ステッカーの交付対象を車から障害者本人にしようという動きのなかで、今後、使用者のマナーがより一層求められるようになりそうです。

事務局
より

改正道路運送法 運転手講習 について Q&A

Q. 福祉車両を運転する場合の講習はどうなるの？

A. 福祉車両を運転の場合は、「セダン等運転者講習」が不要となります（右の図をご覧ください）。ただし、福祉車両とセダン型車両の両方を運転するボランティアの場合は、「セダン等運転者講習」を修了する必要があるので注意が必要です。

図1：福祉車両運転の場合に必要な講習

第二種免許 (免許停止中ではない)	— (講習は必要ありません)
第一種免許 (2年以内に免許停止ない)	+ ケア輸送サービス従事者研修
	+ 福祉有償運送運転者講習

Q. 「認定講習」カリキュラムはどのような内容なの？

A. 「認定講習」には、国が定める講習カリキュラム基準があります（下表をご覧ください）。ただし、これはあくまで“最低限の基準”なので、こ

れに各講習実施団体が独自に内容をつけ加えることは可能です。個別的な情報は、受講しようとする講習の主催団体にお問い合わせ下さい。

図2：認定講習のカリキュラム基準

	福祉有償運送運転者講習	セダン等運転者講習
内容・時間	関係法令等に関する講義 50分	福祉自動車以外の自動車を使用して行う福祉有償運送における利用者理解及び乗降介助等の対応に関する講義及び演習 (講義50分 演習1人あたり20分)
	安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義 50分	
	運転方法に関する講義 50分	
	障害の知識及び利用者理解に関する講義 50分	
	基礎的な接遇技術及び介助技術に関する講義・演習含む 120分	
	福祉自動車の特性に関する講義・演習含む 60分	
	福祉自動車の運転方法等に関する演習 1人あたり20分	

※「演習」とは、乗車による実習のことです。

Q. だれでも「代替講習」を受講できるの？



A. 「代替講習」は、「認定講習」と同等の講習をすでに受けたとみなされた方が受講できます。具体的な受講資格はまだ明らかになっていませんが、「福祉有償運送運転者講習」の

カリキュラム基準と比べて（上の図2をご覧ください）、これまでに受講した講習の内容、所要時間がカリキュラム基準以上であれば、「代替講習」が受講できると考えられています。

Q. ボランティアは、いつまでに運転手要件を満たせばいいの？

A.

旧80条許可
(みなし登録)
団体のボラン
ティア

所属団体の次の更新期日までに、運転手要件を満たします。2007年9月30日以前に更新期日をむかえる場合は、2007年9月30日までに要件を満たします。

79条登録団体の
ボランティア

2007年9月30日までに、運転手要件を満たします。